

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第十六条に定める役員¹の報酬及び第五条に定める評議員の報酬、定款第六条第二項の評議員選任解任委員の報酬、新宿区障害者福祉協会苦情処理委員会規程に定める苦情処理委員の報酬の額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(役員¹の勤務報酬)

第2条 専務理事及び常務理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、専務理事及び常務理事が当法人職員である場合は、本報酬は支払わないものとする。

(報酬²の額)

第3条 報酬の額は、別表2のとおりとする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長を除き次の各号の一に該当する者には、この規程を適用しない。

- (ア) 新宿区障害者団体連絡協議会の加盟団体の会員である者
- (イ) 社会福祉法人新宿区障害者福祉協会の職員である者

(支払方法)

第5条 報酬は、役員又は評議員が勤務を終了した後、速やかに支払うものとする。

附則

この規程は、平成13年5月26日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成20年5月24日 理事会第5号議案）

この規程は、平成20年5月24日より施行する。

附則（平成20年11月6日 理事会第3号議案）

この規程は、平成20年11月6日より施行する。

附則（平成21年3月25日 理事会第7号議案）

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則（平成29年3月18日 理事会第4号議案）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

適用者		報酬の額(月額)
役員	専務理事 常務理事	120,000円 ~150,000円

別表 2 (第 3 条関係)

適用者		報酬の額(日額)
役員	理事	10,000円
	監事	10,000円
評議員	評議員	10,000円
<u>評議員</u> <u>選任・解任委員</u>	<u>委員</u>	10,000円
苦情処理委員	苦情処理委員	10,000円